

事務連絡
令和4年3月31日

各都道府県・指定都市 障害者施策主管課 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（障害者施策担当）付

障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく
都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について

平素より障害者施策の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）（別添）を受け、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項及び第3項に定める都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、障害者基本計画（同条第1項）を基本とするとともに、各地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ策定するものとされているところ、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能であることについて、通知いたします。

本事務連絡は、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画に係る従前の取扱いを変えるものではなく、改めて、その取扱いを明確にするための御連絡です。

なお、障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期障害者基本計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

以上

【連絡先】

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）付 村山・出下
電話：03-6257-1460（直通）

(別添)

<関係部分抜粋>

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日
閣議決定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和3年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

((1) ～ (9) 略)

(10) 障害者基本法（昭45法84）

障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、

次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。

（後略）

<参考 URL>

内閣府ホームページ 地方分権改革に関する閣議決定等掲載ページ

令和3年12月21日閣議決定

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#taiouhoushin_r031221